（１/３枚）

旅館業営業許可申請書

　　年　　月　　日

　　福山市保健所長　様

郵便番号

申請者　住所

　　　　名前　 　　　　印

法人にあっては、主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の名前

生年月日

電話番号

　旅館業法（昭和２３年法律第１３８号）第３条第１項の規定により、旅館業の営業の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 施設名称 |  |
| 所在地 | 〒　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号 |
| 営業の種別 | □旅館・ホテル営業　　□簡易宿所営業　　□下宿営業 |
| 旅館業法施行規則（昭和２３年厚生省令第２８号）第５条第１項各号のいずれかに該当することの有無及び該当する場合は、その内容等 | 有無 | □有　□無 | 内容 |  |
| 営業期間（季節的営業に限る。） | 　年　　月　　日から　　　年　　月　　日まで（　　　　日間） |
| 営業施設の設置場所の周囲１００メートルの区域内における旅館業法第３条第３項各号に規定する施設の有無及び該当する場合は、その施設の名称 | 有　無 | □有　□無 |
| 施設の名称 |  |
| 総客室数 | 　室 | 総定員数 | 　　　　　　　　　　　人　　　　　 |
| 工事区分 | □新築　　　□増改築　　　　□その他（　　　　　　　　　） |
| 工事しゅん工予定日 | 　　　年　　月　　日 | 建築確認検査済日 | 年　　月　　日 |

添付書類　１　施設の敷地の周囲１００メートル以内の見取図

　　　　　２　施設の配置図及び平面図

　　　　　３　玄関帳場その他これに類する設備の構造に係る図面

　　　　　４　入浴の用に供する湯水の給排水設備の配置及び系統を明らかにした図面並びにボイ

ラー、ろ過器、消毒設備等の仕様書

　　　　　５　法人にあっては、定款又は寄付行為の写し

　　　　　６　その他市長が必要と認める書類

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（２/３枚）

構造設備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 敷地面積 | 　　　㎡ | 建築面積 | ㎡ |
| 建物の構造 | 　　　　　造　　　階建（旅館等部分　　　階） | 客室延床面積 | ㎡ |
|  | 客室名称 | 寝台の有無 | 床面積 | 定員数 | 客室内浴槽の有無 |
| 客室 | 階 |  |  | ㎡ |  |  |
|  |  | ㎡ |  |  |
|  |  | ㎡ |  |  |
|  |  | ㎡ |  |  |
| 階 |  |  | ㎡ |  |  |
|  |  | ㎡ |  |  |
|  |  | ㎡ |  |  |
|  |  | ㎡ |  |  |
|  | 合　　　　　計 |  | ㎡ |  |  |
| 玄関帳場 | □有□無（旅館・ホテル営業の場合の代替設備：　　　　　　　　　　　　　） |
| 使用水 | □水道水　　□地下水　　□その他（　　　　　　　　） |
| 貯水槽 | □有（有効容量：　　　　　ｍ３）　　　　　　 　□無 |
| 共同入浴設備 | □有（　□浴槽有り　　□シャワーのみ　）　　　□無 |
| 浴槽水の消毒方法（　　　　　　　　）　薬剤名（　　　　　　　　） |
| 入　浴　設　備 | 原水 | □水道水　　□地下水　　□温泉水　　□その他（　　　　　） |
| 貯湯槽 | □有（有の場合、設定温度　　　　　　　　℃）　　　□無　　　　　　　 |
| 浴槽 | 連日使用型循環浴槽 | 箇所 | 換水頻度 |  |
| 毎日完全換水型循環浴槽 | 箇所 | 換水頻度 |  |
| 非循環毎日完全換水型浴槽 | 箇所 | 換水頻度 |  |
| 掛流し浴槽 | 箇所 | 換水頻度 |  |
| 屋外浴槽 | 箇所 | 換水頻度 |  |
| ろ過器等 | ろ材の種類 | ろ過能力 | 設置数 | 集毛器の有無 |
|  | 　　㎥／時 |  | □有　　□無 |
|  | ㎥／時 |  | □有　　□無 |
|  | ㎥／時 |  | □有　　□無 |
| 気泡発生装置等 | 箇所原水：□水道水　□地下水　□温泉水　□その他（　　　　　） |
| 打たせ湯 | 箇所原水：□水道水　□地下水　□温泉水　□その他（　　　　　） |
| シャワー設備 | 箇所原水：□水道水　□地下水　□温泉水　□その他（　　　　　） |
| オーバーフロー回収槽 | □有　　　□無 |
| サウナ室等 | □有　　　□無 |
| 備　考 |  |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（３/３枚）

申請者が旅館業法第３条第２項各号のいずれかに該当することの有無及び該当する場合は、その内容

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 第１号 | 心身の故障により旅館業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの | □該当する | □該当しない |
| 第２号 | 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 | □該当する | □該当しない |
| 第３号 | 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくはこの法律に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して３年を経過していない者 | □該当する | □該当しない |
| 第４号 | 旅館業法第８条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して３年を経過していない者 | □該当する | □該当しない |
| 第５号 | 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して５年を経過しない者（第８号において「暴力団員等」という。） | □該当する | □該当しない |
| 第６号 | 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの | □該当する | □該当しない |
| 第７号 | 法人であって、その業務を行う役員のうちに第１号から第５号までのいずれかに該当する者があるもの | □該当する | □該当しない |
| 第８号 | 暴力団員等がその事業活動を支配する者 | □該当する | □該当しない |

該当する項目がある場合、その内容

|  |
| --- |
|  |